# 官民データ活用推進戦略会議令 （平成二十八年政令第三百七十六号）

#### 第一条（官民データ活用推進基本法第二十五条第二項第三号に掲げる議員の定数等）

官民データ活用推進戦略会議議員（以下この条において「議員」という。）のうち、官民データ活用推進基本法第二十五条第二項第三号に掲げる議員の定数は、十人以内とする。

##### ２

前項の議員の任期は、二年とする。

##### ３

第一項の議員は、再任されることができる。

##### ４

第一項の議員は、非常勤とする。

#### 第二条（官民データ活用推進戦略会議の運営）

この政令に定めるもののほか、官民データ活用推進戦略会議の運営に関し必要な事項は、官民データ活用推進戦略会議議長が官民データ活用推進戦略会議に諮って定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。